

平成 25 年 2 月 12 日

各指定認知症対応型共同生活介護事業者 様
(各認知症高齢者グループホーム管理者)

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課長
京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課長
京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課長

監査指導課障害福祉・介護サービス担当

電 話：075-744-1153

FAX：075-213-2084

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

2月8日夜に、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しましたことを踏まえ、2月9日付けで厚生労働省から別添のとおり事務連絡が発出されています。

貴事業所におかれましては、あらためて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について点検を行い、防火安全対策に万全を期していただくようお願いいたします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、至急に再点検を実施いただくとともに、お忙しい折申し訳ありませんが、その結果について本市監査指導課ホームページに掲載の自主点検表（指定認知症対応型共同生活介護）7ページ「非常災害対策の点検結果」欄に記載のうえ、平成25年2月15日（金）[厳守]までに、監査指導課あて郵送、FAXまたはメールにて回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(注意点)

- 定期的な避難、救出その他必要な訓練とは、年2回以上の実施で、うち1回は夜間又は夜間想定をいいます。このため、自主点検表には、内訳として夜間又は夜間想定の実施回数も記載願います。
- なお、自主点検表には、前年度の「避難・救出訓練の実施回数」を記載することになっていますが、参考までに平成24年度の実施日（うち夜間又は夜間想定の実施日も含む）についても、余白等にご記載いただきますようお願いいたします。